（新規加入時における会費の取扱い）

第６条　定款第16条の規定により、本協会に加入の承認を受けた協会員は、加入した期の会費に関し、当該加入日の属する月及び当該期の残月数に相当する分の会費を納入するものとする。なお、当該会費の算出に係る基準数値は加入時に協会員が提出する会費計算書等の数値に基づき、第３条で定める会費の算定基準により算出する。但し、新規に設立され１期目の決算を迎えていない協会員の会費の算定については、別に定める細則に従う。

２　前項に基づき算出した会費と加入金を合算した金額を協会員に通知し、協会員は通知発行日から30日以内に納入するものとする。

（退会時等における会費の取扱い）

第７条　定款第19条の規定により、退会の承認を受けた協会員は、退会承認日の属する月まで会費を負担するものとし、協会は当該月まで会費を請求できる。

２　退会承認を受けた協会員について、退会承認月後の会費に関して既納入分があり、かつ協会員より所定の様式により返還申請（協会所定の必要書類を添付）が行なわれたとき、協会は当該既納入分の会費を返還できる。

３　前項の会費の返還方法は、協会員の指定口座へ振込送金のみとし、当該指定口座に送金された場合、協会員は後日受領者相違その他の理由により協会に異議を申し立てることができない。

４　第２項所定の返還申請は、退会承認日の翌日から起算して３カ月以内に返還申請書原本が協会に到達した場合に限り行うことができる。但し、正当な事由がある場合はこの限りでない。

（廃業時等における会費の取扱い）

第８条　法第10条による廃業等で貸金業者の資格を失った協会員は、当該事由が生じた日の前日の属する月まで会費負担するものとし、協会は当該月まで会費を請求できる。なお、当該会員について、資格喪失した翌月以降に関して既納入分の会費がある場合、その返還等に関する手続については、前条第２項乃至第４項の規定を準用する。但し、当該事由が生じた日の前日が、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、及び年末年始（12月29日から１月３日までの期間。）にあたる場合は、それらの休日の前の日とする。

２　法第３条第２項（不更新）により貸金業者の資格を失った協会員は、登録の有効期間満了日の属する月まで会費を負担するものとし、協会は当該月まで会費を請求できる。なお、当該会員について、資格喪失した翌月以降に関して既納入分の会費がある場合、会費の返還等にかかる手続については、前条第２項乃至第４項の規定を準用する。

３　定款21条の規定により除名を受けた協会員又は法に基づき登録取消を受けた協会員については、前条第１項及び第２項を適用しない。

（合併等における会費算出の特例）

第９条　合併、事業譲渡、会社分割、並びに会社更生手続、民事再生手続その他いずれの法域の手続によるかを問わずこれらに類する再建型倒産手続により事業状況に変更が生じた協会員の会費は、別に定める細則に基づき、会費の算定等を行う。

（特別会費）

第10条　本協会の事業活動に著しく支障をきたすような会費不足が生じた場合又はその他特段の事情が発生した場合は、理事会の議決により特別会費を徴収することができる。

附　則

この規則は、平成19年12月19日から施行する。

附　則

１　この規則は、平成21年３月１日から施行する。

２　本規則の改正にかかる規定は、施行日前の手続についても適用する。

附　則

１　この規則は、平成21年４月１日から施行する。

２　本規則の改正にかかる規定は、施行日前に行われた手続について適用しない。

附　則

１　この規則は、平成23年４月１日から施行する。

附　則

１　この規則は、平成25年４月１日から施行する。

（会費規則７条２項関係）

日本貸金業協会　御　中

既納入会費返還申請書（個人協会員用）

私は、以下事由により協会員の資格を喪失しましたので、協会員資格を喪失した月の翌月分以降の既納入済みの会費について、返還を申請いたします。

申請日　平成　　年　　月　　日

返還事由	平成　　年　　月　　日	１ 退会承認　２ 不更新　３ 廃業 ※１～３のいずれかに○印をつけて下さい。	
協会員番号	第　　号		
申請者の名称			
代表者	印	印鑑証明書（原本） 身分証明書（写）	添付

【確認事項】私は、申請者本人であることを証するために印鑑証明書等を添付し申請いたしますので、下記指定の本人名義口座に送金ください。
なお、本入金により、貴協会は、私に対して、他に債務がないことを確認いたします。

登録番号		財務局（支）局長 知　事	（　）　第　　号
住所	〒　　－		
電話番号	－　　－		
指定口座	金融機関名	本支店名	
	口座種別	１．普通　２．当座	
	口座番号	※右詰めにてご記入下さい	
	フリガナ		
	口座名義		
注意事項	① 本申請手続は、会費規則第７条第４項及び第８条第１項及び第２項により、退会承認等の事由が生じた日の翌日を起算日として３か月以内に協会本部に申請書原本が届くよう協会員ご本人が申請して下さい。左の期間経過後は会費の返還申請ができません。 ② 口座名義は、協会に届けられた最新の協会員の氏名と同じ名義でないとお支払いできません。 ③ 名義人の権利について、相続その他の事由により承継があった場合、権利の承継を証する資料の提出が必要になります。詳細は、協会業務企画部会員加入促進登録課にお問い合わせ下さい。 ④ なお、返還手続は、口座振込の方法のみにて行わせて戴きますので、ご了承下さい。		

【協会記入欄】（受付日　平成　　年　　月　　日）

会費返還該当月	平成　　年　　月分　～　平成　　年　　月分					
返還金額	金　　円					
経理課				会員加入促進登録課		
振込確認	決裁者	確認者	受付担当	決裁者	確認者	受付担当